

学費で旭実をあきらめないで

【全学年対象】「就学支援金制度」・「授業料軽減制度」・「奨学のための給付金制度」について

「就学支援金制度」では、国公立問わず、高校等の授業料の支援として「道府県民税所得割額」と「市町村民税所得割額」の合算額が507,000円（年収910万円程度）未満の世帯に支給されます。また、「所得割」の合算額が85,500円未満の世帯には、北海道の「授業料軽減補助金制度」が併用することができ、保護者の皆様の学費負担は相当軽減されることとなります。

また、公的な貸付制度をあわせてご活用いただくこともできます。



1 就学支援金と本校の授業料納入

本校に納入していただく授業料および運営費(月額)

授業料 28,400円 + 運営費 3,000円 = 31,400円

毎月の校納金として、上記の授業料・運営費の他に、PTA会費、生徒会費、特別活動後援会費等の諸経費がかかります。

◎実際にかかる 授業料+運営費の合計

月 額 31,400円

年 額 376,800円

就学支援金及び授業料軽減補助金により

月額31,400円が以下のように負担軽減されます。

◎ 両親の前年の所得課税証明書の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が非課税の世帯には「就学支援金 24,750円」と「軽減 6,500円」合わせて
月額 **31,250円** (年額 375,000円)の助成があります。

実負担分

150円 /月

1,800円 /年

◎ 両親の前年の所得課税証明書の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、100円以上85,500円未満の世帯には「就学支援金 19,800円」と「軽減 7,000円」合わせて
月額 **26,800円** (年額 321,600円)の助成があります。

実負担分

4,600円 /月

55,200円 /年

◎ 両親の前年の所得課税証明書の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、85,500円以上257,500円未満の世帯には「就学支援金」
月額 **14,850円** (年額 178,200円)の助成があります。

実負担分

16,550円 /月

198,600円 /年

◎ 両親の前年の所得課税証明書の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額が、257,500円以上507,000円未満の世帯には「就学支援金」
月額 **9,900円** (年額 118,800円)の助成があります。

実負担分

21,500円 /月

258,000円 /年

※ 上記は、生徒1名に対する支給上限になります。



就学支援金制度 Q&A

Q1 就学支援金は誰が受け取るのですか。

学校が生徒本人に代わって受け取り、その授業料に充てることになります。
生徒本人(保護者)が直接受け取るものではありません。

Q2 制度の対象となるのは、授業料のみですか。

授業料のみが対象となります。

毎月の校納金には授業料・運営費の他にPTA会費、生徒会費、特別活動後援会費等々の諸経費がございます。

Q3 手続きにはどのような書類が必要ですか。

- ① 市町村の発行する「**所得課税証明書**」(両親分)又は「**生活保護受給証明書**」が必要です。
毎年1年生は4月と6月、2・3年生は6月に手続きが必要となります。
- ② 受給資格認定申請書
※ 手続きにつきましては、しかるべき時期に各ご家庭にご連絡いたします。

Q4 私の住んでいる市町村では、7月に「所得課税証明書」が発行となります。

よって、6月の書類提出期日に間に合いません。どうしたらいいですか。

各市町村で、「**所得課税証明書**」(両親分)が発行され次第、速やかに事務局にご提出ください。
また、その旨を事前に事務局までお知らせください。
後日、遑って、支給されます。

詳細につきましては、事務局までお問い合わせ下さい。

2

奨学のための給付金の制度 (返還の義務はありません)

(授業料以外の教育費負担を軽減するため、下記の世帯に対して給付されます)

道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が非課税の世帯		
生活保護受給世帯の高校生等	第1子の高校生等	・2人目以降の高校生等 ・15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる高校生等 ・通信制の高等学校等に通う高校生等を含む 複数の高校生等がいる世帯の高校生等
		年額 52,600円
年額 52,600円	年額 89,000円	年額 138,000円



奨学のための給付金 Q&A

Q1 「就学支援金制度」、「授業料軽減制度」との違いを教えてください。

この制度は、非課税世帯を対象とした、授業料以外の費用(その他の教材費、学用品費等)を支援する給付型の制度で、**返済は不要**です。

「就学支援金制度」、「授業料軽減制度」と異なり、給付金は原則、保護者の方が受け取ります。

3 公的な貸付制度のご案内

▶ 北海道高等学校奨学会 奨学金制度(毎月の授業料を3年間借りる) (公)北海道高等学校奨学会

対象: 世帯の基準収入によります。

貸付額: 月額10,000円～35,000円の範囲で5,000円単位

利子: 無利子

申込み方法: 中学3年生(秋頃)に各中学校を通して予約の申し込みをするか、本校入学後の5月～6月に学校を通じて申し込みを行います。家計維持者の死亡、失業、離婚等家計の急変より就学困難となった場合、年度途中でも申込みをすれば緊急採用される場合があります。

返済方法: 卒業後、1年据え置き、12年以内に年賦または半年賦払いになります。大学等へ進学した場合には、在学期間中は返還を猶予されます。

▶ 私立高等学校 入学資金貸付制度(入学資金を借りる) (公)北海道高等学校奨学会

対象: 生活保護世帯または市町村民税非課税の世帯

貸付額: 20万円以内

利子: 無利子

申込み方法: 入学手続き時に希望調査を行います。

返済方法: 1年据え置き、12年半年賦払い

▶ 民間団体等の各種貸付制度

あしなが育英奨学生、交通遺児奨学生、廣西・ロジネットジャパン奨学生、朝鮮奨学生、

旭川ロータリー育英財団奨学金、希望ヶ丘育英奨学生、アフラックがん遺児奨学基金、道新みらい君奨学金、

日本教育公務員弘済会奨学金 等がございます。

お問い合わせ



学校法人 北海道立正学園

旭川実業高等学校 事務局

〒071-8138 北海道旭川市末広8条1丁目

TEL (0166) 51-1246 FAX (0166) 51-1655